

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 徳島大学 大学院 社会産業理工学研究部 生態系管理工学研究室 准教授 ----- (氏名) 河口 洋一
聴取日	令和6年12月16日(月)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 中山 審査官
要領2.(3) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 有 ・ ☒ 無	
要領2.(4) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 ☒ 承諾 ・ ☐ 非承諾	
<関係委員意見概要>	
・行動圏解析及び解析手法について ・鳥類のタンチョウについて ・鳥類のオジロワシについて	・3年間のデータにバラつきがあり、年度差が大きいデータでもあるため、行動圏解析は「猛禽類保護の進め方」等に準じて、2営巣期以上にまたがって調査を実施した場合は、高利用域は年・シーズン別、営巣中心域は全データを総合したもので、再解析・評価すべき。 ・生態系のオジロワシでの統計モデル解析の営巣環境の好適性の推定結果は、営巣地が複数箇所ないと解析は困難なため、妥当ではないと思料する。 ・タンチョウの営巣地と風力発電設備 No. 6, 7 の距離が近接しており、営巣放棄につながる可能性が高く、風力発電設備との離隔距離を更に確保すべき。 ・オジロワシやオオワシの海ワシ類の飛翔が、河川や海岸沿いの風力発電設備の配置と重なっており、「海ワシ類の風力発電施設 バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(令和4年8月環境省)では、海岸から近い平坦な地形をバードストライクが発生しやすい地形類型区分と似ていることから、これらの風力発電設備は廃止又は配置の見直しの検討を行うべき。

- 生態系のチュウヒについて - 渡り鳥について - 事後調査について	- 風力発電設備の配置の見直しの検討に当たっては、冬期に越冬する海ワシ類への影響も考慮する観点から、飛行高度に関して、冬季も含めたより詳細な追加調査を他種も含めて行うべき。 「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する 環境影響評価の基本的考え方（令和6年6月環境省）」における「営巣場所から草地環境が連続する範囲と、高利用域内の採食地が改変されない」条件を満たすものではないため、これらの風力発電設備の撤去又は配置の見直しを行うべき。 - 渡り鳥について、当該地域を渡り鳥の多数の飛翔が確認され、主要な渡りルートとなっており、夜間の渡りへの影響も想定されることから、風力発電設備の稼働調整といった環境保全措置が必要である。 - 鳥類の飛翔状況が調査年度毎に異なるため、事後調査は複数年間実施した方が良いと思料する。
---	---